

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 瑞穂会が開設する通所リハビリテーション事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 こしの内科クリニック
- ② 所在地 石川県金沢市朝霧台1丁目176番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名（常勤兼務）
理学療法士及び作業療法士 1単位、2単位を兼務するものを含め常勤換算1名以上
（常勤、非常勤）
介護職員 1単位、2単位を兼務するものを含め常勤換算1名以上（常勤、非常勤）
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、お盆、年末年始などの長期休暇は状況による。
- ② 営業時間 8:30～17:30とする。
- ③ サービス提供時間 1単位目は9:00～12:30とする。
2単位目は12:30～16:00とする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 20名
- ② 2単位目 20名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、市町から交付された介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- ① 指定通所リハビリテーション
- ② 食事の提供
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ リハビリマネジメント

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、1キロメートル 50円
- 3 食費は1食611円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

(通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第9条 医師等の従事者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に基づき作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得て交付する。
- 3 通所リハビリテーション従事者は、利用者について通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記載する。

(リハビリテーション会議)

第10条 事業所はリハビリテーション会議の開催によりリハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を利用者及びその家族の参加を基本とする構成員と共有するよう努めることとする。

(記録整備)

第11条 事業所は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づいて、契約書、別紙サービス内容説明書に記載した内容の指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供する。

2 事業所は、利用者に対して指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者等（介護予防支援事業者等）が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとする。

3 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 通所リハビリテーション計画書
- (2) 提供した具体的サービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知にかかる記録
- (4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

4 利用者は、必要がある場合は、事業所に対して前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができる。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第 14 条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に関する利用者および家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。

4 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(緊急時の対応)

第 15 条 事業所は、現に指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者の容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対策を講じる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等（介護予防支援事業者等）に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す

る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従事者に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域と連携等)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修などにおいて職務遂行能力の水準の維持向上に努める。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 瑞穂会(開設者等)と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 5月 7日から施行する。

この規程は 令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は 令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は 令和6年 4月 1日から施行する。